

目 次

I	昨年と比べて変わった点	3
1	給与所得者に交付する源泉徴収票等の電子化手続の簡素化	3
2	国外居住親族の改正	3
II	年末調整の手続	4
1	年末調整の対象となる人	4
2	年末調整の手順	5
III	年税額の計算のための準備	6
1	申告書等の準備	6
2	「扶養控除等（異動）申告書」の提出・記載内容の確認	7
3	「基礎控除申告書」の提出・記載内容の確認	20
4	「配偶者控除等申告書」の提出・記載内容の確認	22
5	「所得金額調整控除申告書」の提出・記載内容の確認	27
6	「保険料控除申告書」の提出・記載内容の確認	29
7	「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」の提出・記載内容の確認	36
IV	令和 5 年分年税額の計算	42
V	徴収税額との精算	46
VI	年末調整の再調整	48
VII	法定調書の作成と提出	49
1	法定調書の作成と提出期限	49
2	提出方法	49
3	「給与所得の源泉徴収票」の提出範囲等	51
4	記載例	52
参考	令和 5 年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表	56-64

I

昨年と比べて変わった点

1 給与所得者に交付する 源泉徴収票等の電子化手続の簡素化



給与支払者は、あらかじめ給与所得者から書面又は電磁的方法による承諾を得て書面による給与所得の源泉徴収票及び給与等の支払明細書の交付に代えて、源泉徴収票等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされています(所法 226 ④)。

給与支払者が給与所得者から承諾を得ようとする場合において、その給与支払者が定める期限までに承諾をしない旨の回答がないときは承諾があったものとみなす旨の通知をし、その期限までにその給与所得者から回答がなかったときは、その承諾を得たものとみなすこととされました。

この改正は、給与支払者が令和 5 年 4 月 1 日以後に行う通知について適用されます。

2 国外居住親族の改正



令和 2 年度の税制改正により国外居住親族の範囲が改正され、令和 5 年分の所得税から適用されています。

詳細は「実務のポイントⅢ - 3 (2) 控除対象扶養親族」(9 頁)を参照してください。

【令和 6 年分以後に適用される改正】

- 1 「給与所得者の保険料控除申告書」の記載内容について、申告者との続柄の記載を要しないこととされました。

この改正は、令和 6 年 10 月 1 日以後に支払を受けるべき給与等について提出する「給与所得者の保険料控除申告書」について適用されます。

- 2 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨を記載した簡易な「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出することができることとされました。

この改正は、令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき給与等について提出する「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」について適用されます。

Ⅱ 年末調整の手続

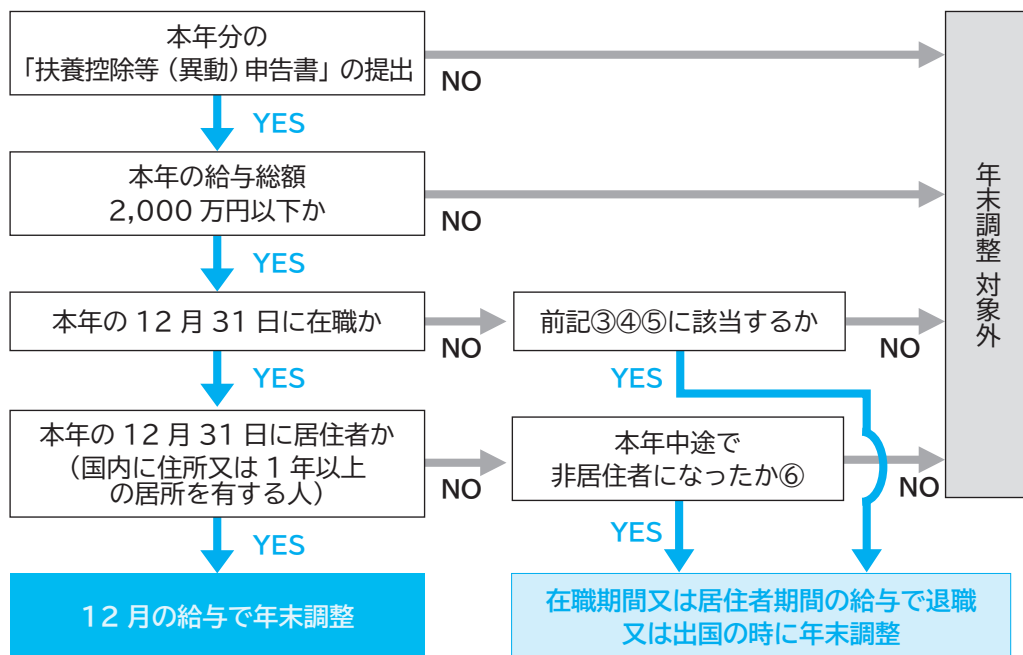
1 年末調整の対象となる人

年末調整は、給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（以下「扶養控除等（異動）申告書」といいます）」を提出した人のうち、原則としてその年の12月31日において勤務を継続している次の人（中途就職者を含みます）について行います。

年末調整の対象となる人

- ① その給与の支払者からその年最後（原則12月）の給与の支払を受ける人
- ② その給与の支払者からその年に支払を受ける給与の総額が2,000万円以下の人
また、年の途中で退職等した上記②に該当する人のうち、③から⑥の人について本年最後に支払う給与で年末調整を行います。
- ③ 本年の途中で死亡退職した人（死亡の日までに支給期の到来した給与）
- ④ 本年の途中で著しい心身の障害で退職した人でその退職の時期から見て本年中に再就職できないと見込まれる人
- ⑤ 12月に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職する人
- ⑥ 出国して非居住者になった人（居住者であった期間に支給期の到来した給与）

[年末調整対象者の判定フロー]



(注) 中途就職者でその年中に前の給与の支払者に「扶養控除等（異動）申告書」を提出していた人は、その前の給与等の額を合計して年末調整をしなければなりません。